

住まいづくりに関する相談会

無料

■ 6月25日(土)午後1時～4時 熊本県建築士会7階会議室(中央区神水1丁目3-7) 熊本県建築士会女性部会
 電話で熊本県建築士会事務局(☎383-3200 平日午前9時～午後4時)へ(住宅政策課 ☎328-2438)

子育て・教育

児童手当の制度が一部変更になります(令和4年度より、一部の方を除き現況届を省略します)

児童手当受給者の方(令和4年5月以前から本市で手当を受給している6月以降も引き続き受給する方)のうち一部の方へ、6月上旬に「現況届」を送付しますので、6月中に提出してください。現況届の提出が不要な方には、別途通知文を送付します。

また、出生や転入があった方は、出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請が必要です。期限を過ぎると手当を受給できない期間が発生しますので注意してください。※公務員の方は、勤務先で申請してください。

詳しくは、区役所保健子ども課、総合出張所へ。
 (子ども支援課 ☎328-2158)

プレイリーダー養成講座 受講生募集

無料

回	日時	内容
1	7月20日(水) 午後7時～8時半	冒険遊び場(プレイパーク)とプレイリーダー
2	7月27日(水) 午後7時～8時半	事故と安全並びに 応急処置と手当
3	7月30日(土) 午前10時～午後0時半	プレイパーク体験学習
4	8月3日(水) 午後7時～8時半	プレイリーダー養成講座のまとめ

■ 1回目:大江公民館、2回目:中央消防署、3回目:長嶺プレイパーク、4回目:大江公民館 1、3、4回目:濱崎幸夫さん(尚綱大学短期大学名誉教授)、2回目:市消防局職員 市内に住むか、通勤、通学する18歳以上の方 30人(先着順) 6月27日～7月11日までに電話、ファクス(351-2030)、またはメール(shogai.gakushu@city.kumamoto.lg.jp)で生涯学習課へ ※修了者は、熊本市プレイリーダーとして登録し、各地域で開催される冒険遊び場(プレイパーク)に派遣します。
 (生涯学習課 ☎328-2736)

教育委員会会議の傍聴者募集

■ 6月23日(木)午後2時～ 場 SPring 熊本花畑町7階 10人 当日午後1時半～1時45分に直接会場へ ※審議内容は市ホームページに掲載。YouTubeでライブ配信を行います。
 (教育政策課 ☎328-2704)

ふくし・けんこう

子ども・若者に関する不安や悩み、相談してみませんか

困りじめ、不登校、ひきこもり、虐待・暴力、非行、スマホ依存、人間関係、妊娠から子育てに関する悩みなど専門の相談員が対応 市内に住むか通勤・通学する39歳以下の方
【電話相談】子ども・若者総合相談センター専用電話☎361-2525(月～金曜日 午前8時半～午後9時)
【面接相談】月～金曜日午前8時半～午後5時15分(電話予約優先)
【メール】kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp ※携帯電話からの場合、必ずドメイン解除をしてください。土日祝のメール相談は、翌平日に返信します。
 (子ども・若者総合相談センター ☎366-2525)

発達障がいに関する講演会

無料

■ 7月2日(土) 午前10時～正午 場 オンライン(Microsoft Teams) 題 「困った行動の理解と対応」 師 平澤 紀子さん(岐阜大学教育学部・教育学研究科教授) 県内に住む方 6月11日～25日までに右記のQRコードへ
 詳しくは、市ホームページへ。



■ 7月2日(土) 午後1時半～3時 場 オンライン(Zoom) 題 「ニューロダイバーシティから発達障がい者も働きやすい環境を考える」 師 村中 直人さん(一般社団法人子ども・青少年育成支援協会代表理事) 県内に住む方 80人(先着順) 6月11日～25日までに下記のQRコードへ
 詳しくは、発達障がい者支援センターみなわホームページへ。
 (子ども発達支援センター ☎366-8240)



発達障がいに関する出張相談

無料

■ 西区:6月9日(木)午前10時～午後1時、南区:7月7日(木)午前10時～午後1時 場 区役所 発達障がいでお悩みの小学生以上の方またはその家族 電話またはホームページ(http://www.kumamoto-minawa.com/)で発達障がい者支援センター「みなわ」(☎366-1919)へ
 詳しくは、発達障がい者支援センター「みなわ」へ。
 (子ども発達支援センター ☎366-8240)

依存についてお困りではありませんか

困 アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存に伴う問題への相談窓口
 ① 医師・依存症相談員による相談(月5回) 困 依存症に悩む本人、家族
 ② 依存症家族教室 6月7日(火)午後6時半～8時半、6月21日(火)午後1時半～3時半 熊本ダルク 学習会「家族の対

応」 困 依存症に悩む家族
 ③ 依存症当事者グループミーティング 期 月2回。日程は要問い合わせ 困 依存症に悩む本人
【共通】 場 ウェルパルクまもと 困 このころの健康センター(☎362-8100 平日午前9時～午後4時)

ひきこもりについてお悩みではありませんか

① ひきこもり家族教室 6月13日(月)午後1時半～3時半 場 ウェルパルクまもと 題 「望ましい行動の増やし方・望ましくない行動の減らし方」 師 支援センター職員 困 ひきこもりのことでお悩みの家族 初めの方には事前面談の予約が必要
 ② ひきこもり出張型支援 期 東区:6月1日(水)、南区:6月8日(水)、西区:6月15日(水)、北区:6月22日(水) 場 区役所 困 ひきこもりのことでお悩みの本人または家族 初めの方には要予約
 詳しくは、電話またはホームページ(http://www.kumamoto-link.com/)で熊本市ひきこもり支援センター「りんく」(☎366-2220 平日午前9時～午後4時)へ。
 (ひきこもり支援センター「りんく」 ☎366-2220)

指定難病医療受給者証の更新申請をお忘れなく

期 6月1日(水)～7月15日(金) ※受付期間を過ぎても有効期間内であれば申請は可能です。期間終盤は窓口が混雑しますので、早めの受け付けをお勧めします 困 指定難病医療受給者証の有効期限は毎年9月30日までです。10月以降も受給者証が必要な場合は更新の手続きが必要になります。5月末に更新のお知らせを送りますので、詳しくは、お知らせに同封のリーフレットを確認ください。申請に必要な臨床調査個人票(診断書)は作成に時間がかかる場合があるので、事前に病院へ相談の上、早めに準備してください 困 更新申請書、臨床調査個人票(診断書)、健康保険証、他必要書類 申 区

資源物等の持ち去り対策にご協力ください!

本市では、条例に基づきごみステーションから資源物等を持ち去る行為を禁止しており、専門の指導員によるパトロールを行うなどさまざまな対策を行っています。さらに、令和2年10月から、持ち去り物の買い取り禁止や持ち去り行為者の氏名を公表すること等を盛り込んだ改正条例を施行しました。

この改正条例の効果をより確かなものとするため、パトロール体制の強化や市民の皆さんと連携した持ち去りを防ぐ環境づくりに努めています。



持ち去り禁止意思表示袋・テープの使用モニター募集!

資源物等の持ち去りを防ぐ環境づくりを進めるため昨年度に続き、「持ち去り禁止意思表示袋(30L)」および「持ち去り禁止意思表示テープ」のモニターを募集します。この袋とテープは、資源物(びん・缶)や紙を出す際に使用して出すことで、資源物等を持ち去られにくくするとともに、持ち去り行為を許さない意思表示を行うものです。

協力いただける団体はごみ減量推進課(☎328-2365)までご連絡ください。

【モニター応募条件等】

- (1) 自治会やマンションの管理組合など、住民の協力を得られる団体であること
 - (2) 市が指定する期間継続して使用できること
 - (3) 使用后、市の簡単なアンケートに回答できること
- ※「持ち去り禁止意思表示テープ・袋」は8月以降に配布予定です。応募が多数の場合は、希望に添えない場合もありますので承ください。モニターに決定した団体へは、使用開始前に詳細を連絡します。



持ち去り禁止意思表示袋のイメージ



持ち去り禁止意思表示テープのイメージ

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

ラブミン人権啓発作品を募集します

募集期間 6月1日(水)～9月12日(月)

①一般の部 高校生以上

- ポスター…B3またはB4判画用紙
- 詩・メッセージ…400字詰め原稿用紙1枚以内
- 標語…応募用紙またははがき1枚に3点まで
- 川柳…応募用紙またははがき1枚に3句まで ※自由課題。
- 肥後狂句…応募用紙またははがき1枚に3句まで ※笠(課題)「祈る平和」「明るい未来」「乗り越えて」
- 絵手紙…はがきサイズ
- ※応募用紙は区役所、まちづくりセンターで配布。市ホームページからもダウンロード可。

②小・中学校の部

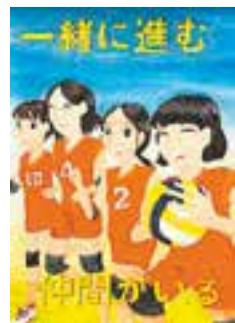
- 絵・ポスター…B3判画用紙
- 短いメッセージ…規定の応募用紙
- 詩…規定の応募用紙

③幼稚園・保育園・認定こども園の部

ねえねえ先生…園ごとの応募

応募方法等

対象 市内に住むか通勤・通学する方
申込 ①は応募作品に住所、氏名(フリガナ)、年齢(学生は学校名・学年)、電話番号、雅号※1を書いて、持参か郵送で〒860-8601熊本市人権啓発市民協議会(人権政策課内 市庁舎12階)へ。持参の場合、土・日・祝日は受け付けできません。②③は学校・園を通じて応募してください。
 ※1 雅号とは、文人・画家・書家などが本名以外につける風雅な名。
表彰 部門別に選考し、入賞作品には表彰ならびに副賞を贈呈(最優秀賞、ラブミン賞、優秀賞、特別賞など)
 詳しくは、①は人権政策課(☎328-2333)へ、②③は人権教育指導室(☎328-2752)へ。



昨年度の最優秀賞(中学校の部:絵・ポスター) 1年生